

令和 8 年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下、「本市」という。）が、受託者に業務委託する令和 8 年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書、個人情報の取り扱いに関する特記仕様書により実施する。
- (2) 受託者は、本業務を行う場合、常に本市と綿密な連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、以下の事由が発生したときは、本市に対して速やかに届出又は報告を行い、本市の指示に従うこと。
 - ① 業務履行体制を変更したとき
 - ② 業務履行中に事故が発生したとき
 - ③ 本市から届出又は報告を求められたとき
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度本市と受託者による協議を行い、費用負担も含め決定するものとする。

II 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

III 業務内容

1. 業務目的

本市の農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手の減少など、厳しい状況が続いており、地域の農業を担う集落営農組織の存続が課題となっている。また、市内農地の約 85% が田であり、水稻等の土地利用型農業を主とした単作が基本となっているが、生産資材高騰によるコスト増や米の需給環境の変化による価格変動など稲作に依存する経営はリスクが伴う。このため、高度な運転技術を必要としない自動操舵や ICT 技術による生産工程管理といったスマート農業技術の導入や、農業者の経験と勘による経営からデータ分析に基づいたデータ駆動型の経営への転換を試み、稲作を中心としながらも、その前後に園芸品目や他穀類を生産する輪作体系の構築を図る必要がある。

本業務では、既存の農地を活用しながら、水田での水稻生産を主軸として園芸品目や他穀類を生産する輪作体系案の構築及び実証により、収益性の高い農業経営のパッケージとなる水田輪作モデルを構築する。実証は、産学官金連携のプロジェクトチーム（以下、「PJ チーム」という。）により、生産条件や環境が異なる市内東部及び西部地域のモデル農地において、スマート農業技術や環境負荷低減技術等を用いて行う。

2. 業務内容

事業の推進は、関係機関とP Jチームを結成し、実施する。受託者は、P Jチームの事務局として以下のとおり業務を行う。

(1) P Jチームの結成

本市、宮城県、仙台農業協同組合、東北大学大学院農学研究科、農業機械メーカー、種苗メーカー等産学官金連携となるようP Jチームを結成する。結成にあたっては、事業を実施すること等について規約を策定し、参画する機関の同意を得る方法（規約方式）とする。

(2) P Jチームの運営

①窓口業務

P Jチームへの参画を希望する機関の窓口となり、連絡調整を行うこと。

②P Jチームメンバーや農業経営体等との連絡調整

P Jチームのメンバーや実証に協力する農業経営体等との連絡調整を担うこと。

③定例会・分科会の開催

P Jチーム全体の打合せ（定例会）を2回程度開催する。また、各モデル農地における打合せ（分科会）（(3)①～④の案件ごと）を2～3回程度開催する。なお、打合せの都度、議事録を作成して本市に報告を行うこと。

(3)実証実施

市内東部地域と西部地域に設置したモデル農地において、令和7年度の本事業内容を踏まえながら、下記①～④の実証を行う。実証内容については、別紙業務内容書のとおりとする。

実施にあたっては、実証に協力する農業経営体との連絡調整及び進捗管理、効果検証、実証にかかる機械や資材等の調達並びに実証協力費等必要経費の支払いを行うこととする。なお、機械や資材等の調達先は、各モデル農地におけるP Jチームから選定すること。

① 農事組合法人 六郷南部実践組合（若林区種次）
水稲と他穀類を組み合わせた輪作体系の実証を行う。令和8年度は、スマート農業機械を導入した水稲生産（乾田直播）や緑肥による地力向上の実証を行う。また、経営管理システムを導入し、経営管理の効率化に向けた実証を行う。 実施にあたっては、水田輪作モデル構築事業（乾田直播栽培技術指導及び環境負荷低減技術実証）（以下、「水田輪作モデル構築関連事業」という。）業務受託者と連携しながら、業務遂行すること。
② 農事組合法人 福鶴ファーム（宮城野区岡田）
水稲と園芸品目を組み合わせた輪作体系の実証を行う。令和8年度は、スマート農業機械や新たな技術・機械・資材等を導入し、加工用馬鈴薯やブロッコリーの栽培実証を行う。
③ 農事組合法人 うえずとファーム仙台（青葉区上愛子）
スマート農業機械を導入した水稲生産（移植栽培）の実証を行う。
④ 宮城実践組合（青葉区芋沢）

水稲と他穀類を組み合わせた輪作体系の実証を行う。令和8年度は、スマート農業機械を導入した水稲生産（移植栽培）や緑肥による地力向上の実証を行う。

実施にあたっては、水田輪作モデル構築関連事業の業務受託者と連携しながら、業務遂行すること。

(4) 令和9年度の実証に係る準備

各モデル農地における令和9年度の実証計画の作成及びPJチームとの連絡調整を行う。

(5) 研修会や現地見学会、勉強会の開催

以下のとおり研修会及び現地見学会、勉強会を開催すること。開催にあたっては、参加者（周知対象者約250件）の募集や連絡調整、会場確保等の一切を行うこと。

- ・業務目的に即した研修会を2回程度企画し、開催すること。研修会の開催にあたっては、本市と協議の上、内容等を決定すること。
うち1回は、(3)①において水田輪作モデル構築関連事業業務受託者を講師とした「乾田直播に関する研修会」とし、講師と連携しながら、開催すること（講師謝金については、水田輪作モデル構築関連事業にて対応する）。
- ・上記(3)①～④の実証において、市内の農業者を対象とした現地見学会をそれぞれ1回程度開催すること。
- ・上記(3)①において、水田輪作モデル構築関連事業業務受託者が実施する「乾田直播栽培のは場巡回」において、勉強会を2回程度開催すること。勉強会の内容については、水田輪作モデル構築関連事業業務受託者による指示に基づくこと（講師謝金については、水田輪作モデル構築関連事業にて対応する）。

(6) 事業に付随する業務

- ・委託者との定例打合せを月1回程度（オンライン対応も可）行い、業務進捗状況の報告、意見交換及びスケジュール調整等を行うこと。なお、進捗管理表、打合せ資料及び打合せ記録等は受託者が作成し、委託者に提出すること。
- ・会議議事録及び関係者との打ち合わせ報告書は実施後速やかに作成し、実施日から7日以内に提出すること。

3. 業務の実施体制等

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明示すること。

4. 業務に対する提案

受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、本市に対して積極的にこれを提案するものとする。

5. 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 業務委託報告書（A4版）1部
- (2) 業務委託費実績内訳書（A4版）1部
- (3) その他本事業に付随して作成・収集した資料等で本市が必要と認める資料

6. 業務上の留意点

(1) 業務の推進

受託者は、業務委託契約締結後、速やかに業務の内容について、本市と十分に摺り合わせしたうえで実施すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に再委託することができない。ただし、本業務を効率的に行う目的で主たる業務を除く一部の業務を第三者に再委託することができる。一部業務を再委託する場合は、事前に文書により本市と協議し、承認を得る必要がある。

なお、一部業務の再委託に関するすべての責任は受託者が負うものとする。

(3) 打合せ及び協議

業務履行にあたっての調整または確認を行うため適宜打合せまたは協議を行うとともに、受託者は、業務の進捗状況及び課題について随時報告を行うものとする。

(4) 成果物に関する権利の帰属

①受託者は、成果物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

②本市は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

③受託者は、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。（想定する内容は、写真の削除・追加、レイアウトの修正、ページの削除・新規追加など。）

④本市又は受託者以外の者が権利を有する著作物等を使用する場合、受託者は、著作権者との間で必要な調整を行い、著作権者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

⑤その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

⑥成果物に関する権利の帰属に関する本仕様書内の規定は、上記(2)により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5) 機密の保持

受託者は本業務実施にあたり、本市から提供する情報については、下記の事項を厳守することとする。

①受託者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。

②受託者は、情報について事故が発生した場合、速やかに本市に報告をしなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務実施にあたり、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」並びに別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」、別記3「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(7) 損害等

受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 環境への配慮

受託者は、本業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画（令和3年3月策定）」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(9) 委託事項の遵守

受託者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

7 業務内容の追加・変更等

プロジェクトチーム及び実証に協力する農業経営体との調整により、実証内容に変更が生じ、結果として実証に必要な機械や資材等の増減等が発生することは十分に想定されるが、このような場合においても受託者は、当該変更については、本業務の範囲内として業務を行うこと。

8 委託料の支払

受託者から提出される業務完了届により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

(別紙) 業務内容書

① 農事組合法人 六郷南部実践組合における実証

若林区種次地区の(農)六郷南部実践組合の農地において、米と大豆の輪作についてスマート農業機械や緑肥の導入等により作業効率及び生産性を高めるための実証を行う。

[令和7年度/大豆 → 令和8年度/水稻(乾田直播) → 緑肥 → 令和9年度/大豆]

I. 実証内容(モデル農地面積:1.22ha)

・水稻の乾田直播栽培にかかる実証内容

作業	時期(予定)	実証内容
雑草対策	5月	ドローン(除草剤3回目)による農薬散布を行う。 xarvio®フィールドマネージャーを用いた雑草管理、農薬可変散布を行う。
追肥	6月~7月	xarvio®フィールドマネージャー施肥推奨アラートの活用や可変追肥を行う。
収穫	9月~10月	自動操舵機能付自脱型収量コンバインによる収穫を行う。
栽培管理全般		xarvio®フィールドマネージャーを用いた栽培管理を行う。

・緑肥導入にかかる実証内容

作業	時期(予定)	実証内容
土壌分析	10月	効果検証に必要な土壌分析(緑肥導入前)を行う。
播種	10月	水稻収穫後に荒起こしを行い、土塊の上から播種及び鎮圧を行う。 ライ麦(R-007)・ヘアリーベッチ(寒太郎)の混播:約60a クローバー(まめ小町):約60a

※日常の生産管理については、当該法人が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

・その他

内容	実証内容
経営管理システムの導入	経営管理が効率化できるシステムの導入を行う。

II. 効果検証

実証による栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容をとりまとめる。

III. 予定必要経費(参考)

項目	金額(円)
種苗費、資材費、機械類リース費等	358,000
実証協力費	370,000
合計	728,000

② 農事組合法人 福鶴ファームにおける実証

宮城野区岡田地区の(農)福鶴ファームの農地において、米と園芸品目の輪作についてスマート農業機械や新たな技術・機械・資材等の導入により作業効率及び生産性を高めるための実証を行う。

[令和7年度/水稻 → 令和8年度/加工用馬鈴薯→ブロッコリー → 令和9年度/水稻]

I. 実証内容(モデル農地面積：約90a)

・水田での加工用馬鈴薯栽培にかかる実証内容

作業	時期(予定)	内容
灌水	5月中下旬～7月 (うち1か月程度)	スピーディーレイン(RM300SR)による灌水を行う。
収穫	7月～8月	収穫機械(GREIMME製)による収穫を行う。

・水田でのブロッコリー栽培にかかる実証内容

作業	時期(予定)	内容
播種・育苗	8月	全自動野菜移植機対応の育苗を行う。 バイオスティミラント等の資材活用を行う。
耕耘・畝立て・施肥	9月	自動操舵機能付きトラクタによる耕耘、畝立てを行う。
定植	9月中旬	乗用全自動野菜移植機による定植を行う。 (定植後)バイオスティミラント等の資材活用を行う。
追肥/培土/除草/防除	11月～12月	自動操舵機能付きトラクタによる培土を行う。 自動操舵機能付ハイクリブームによる農薬散布を行う。
収穫	11月～12月	乗用収穫機による収穫を行う。

※作物の日常の生育管理については、当該法人が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

・上記モデル農地における加工用馬鈴薯及びブロッコリー栽培に係る、作業内容・時期、使用機械、収支(所得)、労働時間等についてとりまとめる。

II. 効果検証

実証による栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容を取りまとめる。

III. 予定必要経費(参考)

項目	金額(円)
種苗費、資材費、機械類リース費等	1,520,000
実証協力費	270,000
合計	1,790,000

③ 農事組合法人 うえすとファーム仙台における実証

青葉区上愛子地区の(農)うえすとファーム仙台の農地において、水稻栽培におけるスマート農業機械や環境負荷低減技術の導入による作業効率化及び生産性向上のための実証を行う。

[令和7年度/サトイモ・サツマイモ → 令和8年度/水稻(移植栽培) → 令和9年度/水稻]

I. 実証内容(モデル農地面積:約70a)

- ・水稻の移植栽培にかかる実証内容

作業	時期(予定)	実証内容
土づくり	4月	自動操舵機能付トラクタによる代掻きを行う。
移植	5月~6/10	直進アシスト田植機(側条施肥・可変施肥)による田植えを行う。
水管理	5月下旬	farmo水位センサー及び、farmo気象センサーを活用した栽培管理を行う。
雑草対策	6月末	ドローンによる農薬散布を行う。
中干し		中干し期間の延長により、Jクレジット申請を行う。
収穫	9月~10月	収量コンバインによる収穫を行う。
土づくり	10月	バイオ炭の施用によるJクレジット申請を行う。
栽培管理全般		xarvio®フィールドマネージャーを活用した栽培管理を行う。

※作物の日常の生育管理については、当該法人が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

II. 効果検証

実証による栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容をとりまとめる。

III. 予定必要経費(参考)

項目	金額(円)
種苗費、資材費、機械類リース費等	708,000
実証協力費	210,000
合計	918,000

④ 宮城実践組合における実証

青葉区芋沢地区で宮城実践組合が大豆を作付する農地において、米と大豆の輪作についてスマート農業機械の導入や環境負荷低減技術の導入等による作業効率化及び生産性向上のための実証を行う。

[令和7年度/大豆 → 令和8年度/水稲（移植栽培）→ 令和9年度/水稲]

I. 実証内容

- ・水稲の移植栽培にかかる実証内容(モデル農地面積：約30a)

作業	時期（予定）	実証内容
土づくり	4月	自動操舵機能付トラクタによる畔塗を行う。 自動操舵機能付トラクタによる耕起を行う。 自動操舵機能付トラクタによる代掻きを行う。
移植	5月初旬	有人自動運転田植機による田植えを行う。
水管理	5月下旬	farmo 水位センサーを活用した水管理を行う。
雑草対策	5月	ドローンによる農薬散布を行う。
病虫害防除	7月～8月	ドローンによる農薬散布を行う。
中干し		中干し期間の延長により、Jクレジット申請を行う。
収穫	9月～10月	収量コンバインによる収穫を行う。
秋起こし	11月	ショートディスクによる耕耘を行う。
栽培管理全般		営農支援システム KSAS の導入を行う。 ① 作業記録 ② 衛星リモートセンシング ③ 積算温度機能 ④ Jクレジット申請（中干し期間延長）

※日常の生産管理については、当該組合員が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

- ・緑肥導入にかかる実証協力費の支払い(モデル農地面積：約30a)

令和7年度に本事業において播種した緑肥（水稲収穫後・大豆作付前のほ場）の生育管理、すき込み等の際し、当該組合に対して、実証協力費等の必要経費の支払いを行う。

II. 効果検証

実証による水稲の移植栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容を取りまとめる。

III. 予定必要経費（参考）

項目	金額（円）
種苗費、資材費、機械類リース費等	841,000
実証協力費	180,000
合計	1,021,000